

教えて

「共謀罪」パート2

1

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法の改正案を、政府が近く閣議決定する方針です。法案の全体像を読み解くとともに、これまでの国会論戦などをもとに、具体的なケースを挙げながらシリーズで課題を指摘します。

▼3面参照

政府、テロ対策を前面に

①過去の法案とは違う？

「共謀罪」法案は2000年代に3回国会に提出されたが、「内心や思想を理由に処罰される」などと批判を浴びて廃案になった。政府は今回、テロ対策を前面に出して「テロ等準備罪」という呼び名を使用。適用対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と定め、処罰には合意だけではなく「準備行為」が必要とした。安倍晋三首相は「共謀罪と呼ぶのは全くの誤り」と強調する。

②一般市民は対象に？

過去の法案は捜査対象を「団体」としたため、「市民団体や労働組合も処罰される」という批判が出た。政府は今回、犯罪の実行を目的に集まった「組織的犯罪集団」と規定。しかし、もともとは正当な活動をしてきた団体でも「性質が犯罪目的に変われば適用対象になる」と説明している。「団体の性質が変わる」

「何をしたら罪になる？」
犯罪の実行に向けた「準備行為」があつて初めて罪が成り立つ、と政府は説明する。「資金や物品の手配」「関係場所の下見」を条文で挙げている。

③何をしたら罪になる？
ただ、国会で具体的に例が出たのは「凶器を買いお金を下ろした」「ハイジャックに向けて飛行機を予約した」「犯行現場を見下した」という程度。何が準備行為となるかも、まず捜査側が考える。また、集団の1人が準備行為をすれば、全員が捜査の対象に。準備行為を直接行っていない人も「計画」だけで処罰されることになるという。

④条約加盟に必要？
すでに187の国・地域が加わっている国際組織犯罪防止条約(TOC条約)に入るため、この法案が必要だと政府は強調する。加盟には、重大な犯罪への合意を処罰する「共謀罪」か、組織的な犯罪集団に加わったことを処罰する「参加罪」をつくる必要があるという。各国の状況については、

⑤277罪も必要？
法案では277の罪を対象としているが、このうち、組織的な殺人や、ハイジャックなど「テロの実行」に分類されるのは約4割の110のみ。他は「薬物」「人身に関する搾取」「その他資金源」「司法妨害」に分類されるという。細かく見ると、なぜ対象となったのか分りにくい罪名も多い。例えばモーター

とは、具体的にどういうことか。宗教団体や民間企業でも、犯罪を繰り返せば変わることもあるという。このため「捜査機関の裁量で拡大解釈されるのではないか」との指摘が出ています。

外務省の説明では100カ国以上がはつきりしないまま。どちらかの罪がすでにあり、新たな法律が必要なかった国も多い。民進党

「無資格競馬」も対象
ポート競走法の「無資格モーターポート競走」や競馬法の「無資格競馬」。舟券や馬券の「不正行為」が暴力団の資金源になる可能性があるという考えだ。

「一切手製の偽造」や「保安林の区域内における森林窃盗」、特許権の侵害などの、取崩、脱税も含めて、政府によれば「組織的犯罪集団の現実的な関与が想定される」という。

国会での主な発言

共謀罪と呼ぶのは全くの間違いです
(国際組織犯罪防止)条約を締結できなければ、東京オリンピック・パラリンピックを開けないと言っても過言ではありません
1月23日、衆院本会議
安倍晋三首相



生身の体は共謀罪のままと言わざるを得ない
1月26日、衆院予算委員会
民進・山尾志桜里氏



目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合、組織的犯罪集団に当たりうる
2月17日、衆院予算委
金田勝年法相



テロ等準備罪というのは看板に偽りがある
3月8日、参院予算委
社民・福島瑞穂氏

- 刑法
現住建造物等放火、偽証、人身売買、窃盗、強盗
組織的犯罪処罰法
組織的な威力業務妨害・詐欺・恐喝
爆発物取締罰則
爆発物の製造・所持
労働基準法
強制労働
自転車競技法
無資格自転車競走
文化財保護法
重要文化財の損壊
覚醒剤取締法
覚醒剤の輸入・所持
商標法
商標権の侵害
種の保存法
国内希少野生動植物種の捕獲
破産法
詐欺破産
会社法
株式の超過発行
- 277の対象犯罪にはこんなものが含まれている

「4年以上の懲役・禁錮の刑を定める重大な犯罪」について「共謀罪」を設けるよう求めている。この条件に該当する国内の罪名は676あったが、「多すぎる」との批判を受けて政府は399罪を外した。「それでも不必要なものが含まれている」という指摘が上がる。
(金三元希)

市民監視 時代逆行させないで

治安維持法の弾圧 知る人たちは

「赤旗」読んだだけで 10歳の女性

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法の改正案に対し懸念の声が上がっている。「一般人は対象外」と政府は説明するが、「善良なる国民には関係ない」として成立した戦前戦中の治安維持法の姿を重ねる人たちがいる。「息苦しい時代を繰り返さない」と訴える。▼3面参照

「共謀罪」法案

「夜中に寝ているところを引つ張られて」。三重県松阪市の太田まささん(102)が警察に拘束されたのは1933(昭和8)年3月。県内の共産党員ら150人が治安維持法違反容疑で一斉に検挙された。当時18歳。容疑は「赤旗」を読んだことだった。



太田まささん

松阪は農民運動が盛んで、若い活動家も多かった。「お兄さんたちと話したくて出かけた」。取り調べで

は「会合の出席者は」「転向しろ」と怒鳴られ、肩やひざをたたかれた。「女だからその程度で済んだ」不起訴となった後、結婚して東京に移った。そこにも、同法を盾に思想を取り締まった特別高等警察(特高)が来た。「ずっと監視されていたんですね」

戦後、同法は廃止されたが、荻野富士夫・小樽商科大特任教授(日本近現代史)は「特高の手法は公安警察に受け継がれた。イスラム教徒の監視などは典型例だ」と指摘する。2010年、警視庁公安部作成とみられる内部文書がネット上に流出し、国内のイスラム教徒の情報収集が明らかになった。「モスクの出入り」などの項目もあり、特高の監視名簿と似ていた。荻野氏は「共謀罪が成立す

他人事でない

中央公論社の編集者だった木村亨さん(故人)は晩年、病室のカレンダーの5月26日に、赤いペンで「投獄 拷問開始」と書き込んでいた。1943(昭和18)年の同日早朝、特高警察に踏み込まれ、家族の目の前で連行された。



木村まささん

れば、広範な監視が正当化される恐れがある。監視が一般市民に向かう可能性は排除できない」とみる。数年前に足を骨折した太田さん。「時代を逆行りさせちゃならん。足さえ動けば、反対を訴えるのに」

「横浜事件」編集者の妻

「共謀罪」を巡る 安倍首相の答弁
「今までの判例ではテロを未然に防ぐことができない。たくさんの方が死ぬ危険性がある」(衆院)

「治安維持法」を巡る 答弁
「過激運動者が不穏な行動に出る傾向はますます増加」「取り締まり法規が不十分」(若槻礼次郎内相、3月、貴族院)

「抽象的」文字を使わず 具体的な文字を用い、決してあいまいな解釈を許さぬ
(若槻内相、2月、衆院)

「無辜の民にまで及ぼすというごときことのないように十分研究考慮を致しました」
(小川平吉司法相、3月、貴族院)

「決して思想にまで立ち入って圧迫するとか研究に干渉するということではない」
(小川司法相、3月、貴族院)

どうして必要? 対象は誰? 拡大は? 一般人も? 思想取り締まり?

権力乱用 危惧の声も

1925(大正14)年に成立した治安維持法は、国体(天皇を中心とした国のあるあり方)の変革と私有財産制度の否認を目的とした組織や宣伝を禁じた。当初は共産党が狙いだったが、壊滅後は矛先を労働組合や芸術運動、宗教団体、言論人、官僚にまで広げた。

28年の法改正で「目的遂行罪」が追加され、共産党とつながりがなくても、結果的に目的遂行に資する行為が対象に。41年の改正では、党の支援団体に

属したり、団体の準備をしたりするだけで対象になった。

渡辺治・一橋大名義教授は、治安維持法と今回の法案の類似性について「天皇制転覆とテロ。どちらも、国民に不人気な『悪』の取り締まりを口実にしている」と指摘。「犯罪が起きる前に取り締まる」とする点、組織の一網打尽を狙う点も共通している。犯罪の予防を突き詰ると、権力による乱用が不可避だと危惧する。

戦時下最大の言論弾圧とされる「横浜事件」。雑誌編集者ら約60人が逮捕され、拷問で4人が獄死した。木村さんが旅館で開いた出版記念パーティーが、「共産党再建の準備」と決めつけられた。

有罪判決を受けた木村さんは戦後、再審請求を続けた。92年に結婚して活動を支えてきた妻まささん(68)は「当時は戦争を嫌う、20代のジャーナリストに過ぎない」(黄徹、後藤泰太)